

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務で特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に機密保護等の誓約書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務
②事務の内容 ※	【事務概要】 令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の実施にあたり、令和5年12月22日付けで「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」の使用が閣議決定され、重点支援地方交付金の増額が措置された。併せて、重点支援地方交付金の標準事業として定額減税を補足する調整給付事業が示された。 本市においても、令和6年度において、調整給付として定額減税可能額が所得税または住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げた額を支給することとし、迅速な支給事務を行うこととする。 【事務内訳】 対象者の抽出(支給要件の確認)、対象者の公金受取口座情報の取得、対象者への申込書の送付(プッシュ通知)または確認書等の送付、返送された確認書等の受理(オンライン申請も含む)、内容審査、給付金の口座振込。 【支給対象者】 令和6年1月1日時点で大阪市内に住所を有する納税義務者であり、以下に掲げる要件を満たす者。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える者は対象外とする。 ・納税義務者本人及び控除対象配偶者・扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、次の①または②のいずれかに該当する者 ①所得税の定額減税可能額(3万円×減税対象人数×1)が「令和6年分推計所得税額×2」を上回る ②個人市・府民税所得割の定額減税可能額(1万円×減税対象人数)が「令和6年度分個人市・府民税所得割額」を上回る ※1:減税対象人数とは、納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族の数 ※2:令和6年分推計所得税額は令和6年度個人市・府民税情報を基に算定
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税務事務システム(当該事務で利用する範囲のみ)
②システムの機能	1. 個人住民税機能 1月1日時点で大阪市内に住所がある個人及び大阪市内に事務所・事業所や家屋敷がある個人を納税義務者として、納税義務者に対し給与や公的年金等を支払っている者を特別徴収義務者として管理し、課税業務を実施する機能である。納税義務者から提出された市・府民税申告書、国税庁から国税連携システムを経由して授受した確定申告書、特別徴収義務者から提出された給与支払報告書や公的年金等支払報告書等の情報を基に、納税義務者毎の課税額を算出し、納税義務者及び特徴義務者単位で管理すると共に、扶養関係等の各種調査結果や各納税義務者からの減免申請等に基づき課税額の変更を行う。また、課税額を決定する上で必要となる、生活保護の受給状況・障がい者手帳の交付状況、国民健康保険料や介護保険料の納付状況等の情報について福祉局等の住民情報系基幹システムからリンケージにより情報を取得し管理する。さらに、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。 2. 宛名管理機能 他のサブシステムにて使用する納税者の情報、また納税者の氏名・住所・帳票出力における送付先等を一元的に管理する機能である。住民基本台帳等事務システムの情報を基に、大阪市の納税者になる市民の情報を登録するほか、各課税業務における申告書の入力業務や調査に係る住所情報の入力業務等に合わせて送付先住所・電話連絡先等の情報を入力・更新し、納税義務者の住所(所在地)・送付先等を管理する。また、管理した納税者情報及び送付先住所・電話連絡先等の情報について、各機能と連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム、中間サーバ、統合基盤システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、市営住宅管理システム、保健衛生システム)
システム2～5	

システム2	
①システムの名称	統合基盤システム
②システムの機能	1. 統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する機能。付番した団体内統合宛名番号を業務システム、中間サーバへ連携する機能。 2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3. 中間サーバ連携機能 中間サーバからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能 4. 業務システム連携機能 業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能 5. セキュリティ関連機能 業務システムのサーバや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能 6. 認証機能 業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバ、連携するシステム全て ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報の受領を行う。 3. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、統合基盤システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 4. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 5. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 6. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 7. セキュリティ管理機能
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
定額減税補足給付金（調整給付）支給対象者ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	支給対象となる者について「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき登録された口座等について照会し、プッシュ型の給付を行う。
②実現が期待されるメリット	正確かつ迅速に給付金の支給を実施することができる。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表の第135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第10条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表第160の項及び第162条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部課税課
②所属長の役職名	財政局税務総長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

別紙1のとおり

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

定額減税補足給付金(調整給付)支給対象者ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	令和6年1月1日時点で大阪市に住所を有する納税義務者であり、以下に掲げる要件を満たす者。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える者は対象外とする。 ・納税義務者本人及び控除対象配偶者・扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、次の①または②のいずれかに該当する者 ①所得税の定額減税可能額(3万円×減税対象人数※1)が「令和6年分推計所得税額※2」を上回る ②個人市・府民税所得割の定額減税可能額(1万円×減税対象人数)が「令和6年度分個人市・府民税所得割額」を上回る ※1:減税対象人数とは、納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族の数 ※2:令和6年分推計所得税額は令和6年度個人市・府民税情報を基に算定	
その必要性	税務事務システムより税情報を含む支給対象者情報を抽出し、給付額を算定する。 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき登録された口座等について照会し、対象者へプッシュ型の給付を行う。	
④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (氏名・生年月日・住所、口座情報登録・連携ファイル関係情報)	
その妥当性	・個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報、氏名・生年月日・住所、口座情報登録・連携ファイル関係情報:支給対象者を正確に特定し、給付金の支給口座の確認を行うため	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	令和6年6月20日	
⑥事務担当部署	財政局税務部課税課個人課税グループ	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度		令和6年6月、7月の計2回	
④入手に係る妥当性		給付金の支給事務を適正かつ迅速に行うため、支給対象者について中間サーバを使用し、公金受取口座情報を取得する必要がある。	
⑤本人への明示		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条において、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができるとされている。	
⑥使用目的 ※		調整給付の支給対象者を把握したのち、迅速かつ正確な給付金事業を実施するために、公金受取口座情報を取得し、あらかじめ給付システムに口座情報を取り込むことで、プッシュ型による給付を行うため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体		使用部署 ※	財政局税務部課税課個人課税グループ
		使用者数	<選択肢> ☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
⑧使用方法 ※		税務事務システムより抽出した支給対象者の内部識別番号の宛名番号から個人番号を取得し、公金受取口座情報等について中間サーバを使用し口座情報の照会を行う。	
情報の突合 ※		内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	
情報の統計分析 ※		特定の個人が判別できる情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		権利利益に影響を与える決定は行わない。	
⑨使用開始日		令和6年6月20日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		令和6年度税務事務システム・電子申告システム改修業務委託(その3)
①委託内容		定額減税及び定額減税補足給付金(調整給付)対象者を特定することを目的とした税務事務システムの改修、定額減税補足給付金(調整給付)対象者のデータ抽出、公金受取口座情報の照会等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (特定個人情報ファイルの提供はしていないが、必要に応じて本市指定の保守作業場所にて、システムの直接操作を認めている)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社 日立製作所 関西支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。
	⑨再委託事項	業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
----------	---

提供先1	
------	--

①法令上の根拠	
---------	--

②提供先における用途	
------------	--

③提供する情報	
---------	--

④提供する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
-----------------------	-----	--

⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
------------------------	--

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他 ()	

⑦時期・頻度	
--------	--

提供先2~5

提供先6~10

提供先11~15

提供先16~20

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他（)	
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		本給付事務においては、情報提供ネットワークシステムを用いて特定個人情報を照会し情報連携を行う。情報連携時に委託業者が作成した特定個人情報ファイルは口座情報取得後速やかに消去し、保管を行わない。ただし、情報連携時に中間サーバに当該事務で取り扱う情報の副本が格納されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	情報連携を行う際に中間サーバに当該事務で取り扱う情報の副本が格納され、中間サーバ内において個人番号と紐づくこととなるが、一定期間経過後に情報照会機能において自動で削除される。
③消去方法		<委託業者における措置> 情報提供ネットワークシステムを用いて特定個人情報を照会し、情報連携を行う際に作成した特定個人情報ファイルは口座情報取得後速やかに消去している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

定額減税補足給付金(調整給付)支給対象者ファイル

相当年度/特別区コード/課税区コード/台帳番号/基本調査簿区分/宛名番号/宛名履歴番号/送付先宛名番号/送付先番号/氏名表示区分/納管人等宛名番号/納管人等識別区分/納管人等氏名表示区分/自治体コード/宛名番号(税務システム)/給与所得額/雑所得額(総合)/事業所得額/不動産所得額/利子所得額(総合)/配当所得額(総合)/譲渡所得額(総合)/一時所得額(総合)/上場株式等配当等所得額(申告分離)/短期一般所得額(特別控除前)/短期軽減所得額(特別控除前)/長期一般所得額(特別控除前)/長期特定所得額/長期軽減所得額(特別控除前)/一般株式等譲渡所得額/上場株式等譲渡所得額/先物取引雑所得額(申告分離)/山林所得額/退職所得額/純損失繰越控除額/雑損失繰越控除額/居住用財産譲渡損失繰越控除額/特定居住用財産譲渡損失繰越控除額/上場株式等譲渡損失繰越控除額/特定株式等譲渡損失繰越控除額/先物取引差金等決済損失繰越控除額/特別控除額(長期一般所得)/特別控除額(長期軽減所得)/特別控除額(短期一般所得)/特別控除額(短期軽減所得)/雑損控除額/医療費控除額/小規模共済等掛金控除額/社会保険料控除額/生命保険料控除額/地震保険料控除額/配偶者特別控除額/配偶者控除等/一般扶養控除者数/特定扶養控除者数/老人扶養控除者数/同居老人扶養控除者数/普通障害者数/特別障害者数/同居特別障害者数/控除対象障害者/控除対象寡婦・ひとり親/控除対象勤労学生/市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額/市町村民税所得割額(定額減税前)/都道府県民税所得割額(定額減税前)/16歳未満扶養者数/合計所得金額/扶養親族(控除対象配偶者含む)のうち国外居住者の数/令和6年推計所得税額(令和5年所得税額)/所得税における扶養親族数(控除対象配偶者含む)/所得税における合計所得金額/宛名番号(税務システム)_1/令和6年度個人住民税所得割額/個人住民税における扶養親族数(控除対象配偶者含む、国外居住者除く)/個人住民税定額減税可能額/個人住民税控除不足額/令和6年推計所得税額(令和5年所得税額)_2/所得税における扶養親族数(控除対象配偶者含む、国外居住者除く)/所得税定額減税可能額/所得税控除不足額/調整給付額(円単位)/調整給付額(万円単位)/納税義務者氏名(編集後)/納税義務者氏名(カナ)(編集後)/生年月日/納税義務者住所/納税義務者住所郵便番号/納税義務者住所郵便番号(編集後)/送付先氏名(1段目)/送付先氏名(2段目)/送付先住所(1段目)/送付先住所(2段目)/送付先住所(3段目)/送付先住所郵便番号/送付先住所郵便番号(編集後)/納管人氏名(編集後)/納管人住所/納管人住所郵便番号/納管人住所郵便番号(編集後)/納税義務者宛名編集補記区分/送付先宛名編集補記区分/納管人宛名編集補記区分/納税義務者最新宛名番号/納税義務者補記区分/納税義務者点字区分/納税義務者発行抑止区分(DV)/納税義務者氏名/納税義務者通称名/納税義務者氏名(カナ)/納税義務者通称名(カナ)/納管人最新宛名番号/納管人補記区分/納管人点字区分/納管人発行抑止区分(DV)/納管人氏名/納管人通称名/納管人氏名(カナ)/納管人通称名(カナ)/送付先補記区分/送付先区分/金融機関コード/金融機関名(カナ)/店番(支店コード)/支店名(カナ)/預貯金種目コード/口座番号/名義人氏名(カナ)/記号/番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

定額減税補足給付金(調整給付)支給対象者ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	情報提供ネットワークシステムを通じた入手以外は行わない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[〇] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムを通じた入手以外は行わない。
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である]

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	情報提供ネットワークシステムを通じた入手以外は行わない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[〇] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムを通じた入手以外は行わない。
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である]

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。 ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から税務事務システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。 ・統合基盤システム(宛名情報等管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。 ・番号法に係る事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務事務システムから情報連携ネットワークに接続して情報照会を行う場合は、番号法に定められた事務の範囲で許可された情報のみを閲覧するようにシステム構築する。 ・税務事務システム及び統合基盤システムは、番号法において各事務で提供が求められた情報のみを中間サーバに登録・変更できる仕組みとする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【認証方法】 <統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更を求める設定としている。 <税務事務システムにおける措置> ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更を求める設定としている。 【なりすまし防止策】 従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユーザID、パスワードを適切に管理する。 ・ID、パスワードは第三者に知られないように管理する ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない ・パスワードは十分な長さ(8文字以上)とし、他の人物が想像しにくいものから構成する ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更する ・必要でない限りシステム間及び職員間でのパスワードの共有は行わないこと ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<税務事務システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上必要なユーザIDを確認し、権限を交付する。 【アクセス権限の失効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上不要となったユーザIDを確認し、アクセス権限を回収する。 <統合基盤システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・統合基盤システムを操作する従事者の権限に応じたユーザID、アクセス権限の割付を行う。 【アクセス権限の失効管理】 ・担当替え等により操作権限を無くした者のユーザIDやアクセス権限について利用無効や権限削除を行う。	

アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	＜税務事務システムにおける措置＞ ・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・管理者に対して、定期的に管理台帳と設定状態との照合を行わせる。 ＜統合基盤システムにおける措置＞ ・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザID及び権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	＜統合基盤システム・税務事務システムにおける措置＞ ・税務事務システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は常用文書として管理する。 ・システム（バッチ処理）に関する特定個人情報の提供・移転による対象となる特定個人情報を特定できるよう記録を常用文書として管理する。 ・統合基盤システムにて記録する操作ログの内、税務事務システムに関するものを、税務事務システムにて保管する。	
その他の措置の内容	・定期的にセキュリティ研修を実施する。 ・本番データに対する作業については、作業手順を作成の上、実施することで、誤操作による削除を防止する。 ・操作ログを定期的にバックアップまたは、遠隔地にて保管することで誤操作や災害等による滅失等に備える。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	【職員の情報管理】 ・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を原則として禁止している。 ・研修の実施等により、個人情報保護及び情報セキュリティ意識の向上を図る。 ・利用システムに関する実施手順及び知識について研修を行う。 ・税務事務システム、統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。 ・アクセス状況について解析、点検を定期的実施している。 【委託事業者の情報管理】 ・委託事業者に対しては目的外利用及び第三者への提供の禁止を契約で定めており、従事者の教育訓練を義務付けている。 【職員の違反措置】 ・違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時には懲戒処分の対象としており、事務外の使用を抑制している。 個人情報の漏えい 個人情報の目的外利用 情報セキュリティポリシー違反	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	【職員の情報管理】 ・システムの運用に関わる職員を対象に、システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティの実施手順について研修を行うとともに、システム運用の手順をマニュアル等に整理する。 【委託事業者の情報管理】 ・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 ＜税務事務システムにおける措置＞ ・システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 ・原則、USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。なお、例外的に、外部記録媒体への書き込みを行う際は、管理者による承認の上で実施することとし、またその操作記録を取得している。 ・台帳管理された外部記録媒体の利用実績と操作記録を定期的に確認することで万一の不正複製等を検知する。 ＜統合基盤システムにおける措置＞ ・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【リスク】 悪意を持った担当者が事務外で特定個人情報を使用する。 【リスクに対する措置】 特定個人情報の取扱いに係る研修を実施する等により、正当な理由のない提供、不正な利益目的による提供・盗用、職務上知り得た秘密を漏らしたとき又は盗用したとき等の番号法における罰則の強化をはじめ、地方税法、地方公務員法及び個人情報の保護に関する法律等における守秘義務、罰則、懲戒処分等について周知徹底し、けん制機能を働かせる。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	【業者選定時】 ・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得若しくはISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けていることを義務付けている。 【契約時】 ・契約書等において次の事項を定めている。 - ア 個人情報保護に関する規程、体制の整備 - イ 個人情報保護に関する安全管理措置 - ウ 情報セキュリティ対策の実施責任者の配置 ・適切な社内における情報保護管理体制が構築されているか、管理体制の説明を求め確認している。 ・必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査を実施する。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] ＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書等に次の規定を設ける。 ①アクセス権限を付与する業務員の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止している。 ②データの機密保持に関する事項を明記し、委託処理の際にデータ保護に関する委託先の規程の確認を行っている。 ③委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書に定め、機密保護等の誓約書を提出等させている。 ④委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを報告させている。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録		記録を残している <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		<統合基盤システム・税務事務システムにおける措置> ・特定個人情報が記録されたサーバ等での作業については、事前に作業計画・手順の提出を求める。 ・各作業における特定個人情報の取扱有無(参照・印刷・媒体出力等)を計画書にて記録している。 ・システム作業に必要となるIDについては、原則、作業者個人に交付し、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証としている。 ・システム作業のためにサーバ等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードなど、個人化できないIDについては、当日の作業報告と照合することで作業者の特定ができる。 ・サーバ等に対して行った操作ログを取得できる。 ・上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、磁気テープにまとめて遠隔地に保管する。なお、記録は常用文書として管理する。 ・定期的にシステム作業に必要となるIDのパスワード変更を行う。また、実際の登録内容が本市にて管理するものと相違ないことを確認することで、不正なIDやパスワードの設定を防止する。
特定個人情報の提供ルール		定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		・特定個人情報を第三者に提供する等の委託業務の再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得ることとしている。 ・必要に応じて作業場所の立入検査を実施する。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		・データの秘密保持に関する事項を遵守するように契約書等に明記する。 ・データの無断使用及び第三者への提供の禁止を契約書等に明記する。 ・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。
特定個人情報の消去ルール		定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		契約書等に基づき取り扱ったデータ等については、不要となった時点で速やかに返還又は消去させること。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。 ・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める。 ・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供を禁止する。 ・個人情報等の外部への持ち出しを禁止する。 ・個人情報等を複製又は複製を禁止する(本市の同意を得た場合を除く)。 ・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能とする。 ・一括再委託等を禁止する。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		十分にしている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		・個人情報保護の遵守を契約書に記載している。 ・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付けている。 ・秘密保持義務に関し覚書を交わしている。
その他の措置の内容		損害賠償に関する内容を契約内容に記載し、けん制機能を働かせる。
リスクへの対策は十分か		十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜税務事務システムの運用における措置＞ 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	【中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)サーバ室における対策】 特定個人情報を格納するサーバを設置する。サーバ室は次の対策を行っている。 ・サーバ室は無窓構造であり、入退室できるドアは1か所に限定しており、これらのドアもICカードと生体認証装置による入退室管理を行っている。 ・サーバ機器は施錠されたラック内部に格納されている。 ・サーバ室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。 ・サーバ室内に設置したサーバは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。 ・サーバ室で利用する電源はCVC装置や自家発電装置を設置し、電氣的障害に対する措置を講じている。 ・職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏洩防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	【ウイルス対策】 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、サーバ及び端末機に常駐させることで、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行っている。 ・ウイルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施している。 【不正アクセス対策】 ・税務事務システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットに接続できない。 ・税務事務システムにて利用する個人情報ファイルは、税務事務システム内の共有ファイルサーバ等に保存しており、インターネットに接続可能な庁内情報系ネットワークに接続された端末に移動・保管する運用は行っていない。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【その他】 ・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行っている。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
⑩死者の個人番号	[保管していない]		<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<税務事務システムにおける措置> ・住民の情報については、住民基本台帳システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を保管する。 <統合基盤システムにおける措置> ・統合宛名に係る住民の4情報については、住民基本台帳システムと連携し、団体内統合宛名番号管理機能により最新の状態を維持する。また、住民以外の情報については、各事務運用において正確性が確保された4情報に更新されるとともに、団体内統合宛名番号管理機能に連携され、最新の状態を維持する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めていない]		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	情報連携を行う際に中間サーバに当該事務で取り扱う情報の副本が格納される。中間サーバ・プラットフォームにおいて特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。		
その他の措置の内容	ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	・「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」に基づく安全管理措置の実施と自己点検を定期的(年1回)に実施している。 ・個人情報の取扱いに関するチェック事項を定めるとともに、その履行確認を定期的(月1回)に行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者(情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。)が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。 ・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<税務事務システムにおける措置> ・本システムについて、市税事務所等のシステム利用部署の責任者(情報セキュリティ責任者)に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。 ・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。 ・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書(協定書)に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。さらに、委託事業者において、従業者に対してプライバシーマーク等の取得要件に定められている“個人情報に関する取扱いや法令等の遵守”について、教育(研修等)を実施させている。 ・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

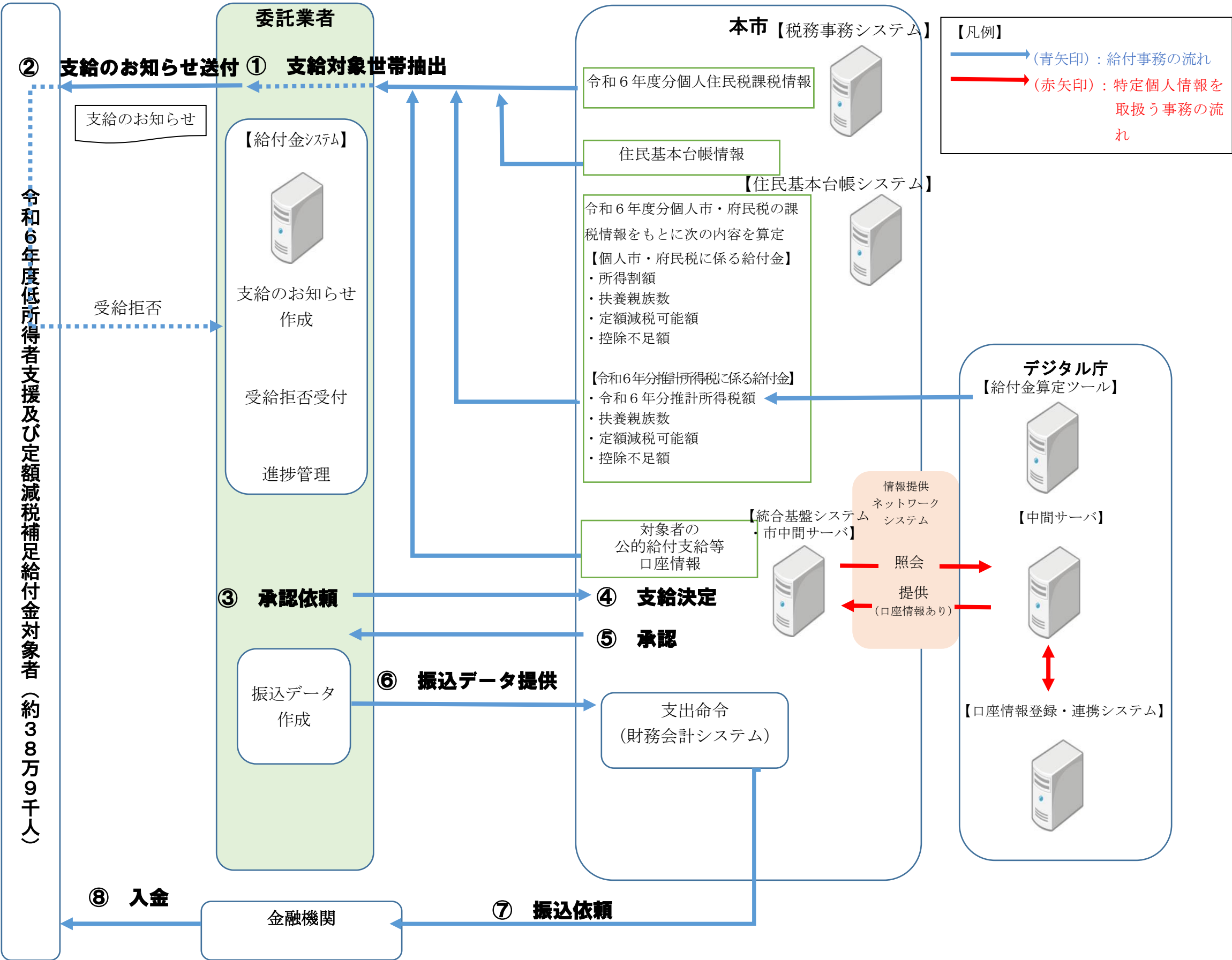
V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
②請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
特記事項	大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載する。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無 料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	定額減税補足給付金(調整給付)支給関係ファイル
公表場所	市民情報プラザ、大阪市ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市財政局税務部課税課 06-6208-7755
②対応方法	問合せ内容を十分聞き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 漏えい等に係る問い合わせについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大阪市ホームページへの掲載並びに大阪市財政局税務部課税課及び市民情報プラザ(大阪市役所1階)での配架等により意見募集内容の閲覧を行い、郵送、FAX、電子メール又は窓口(大阪市財政局税務部課税課)への持参により意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和6年10月21日から令和6年11月20日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年12月26日
②方法	大阪市個人情報保護審議会による点検
③結果	「個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置が講じられていると認められる。」との答申を得たため、評価書の修正等なし。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付） 事業フロー（支給のお知らせ）



低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）事業フロー（確認書）

